

実践編 第六回 『村明細帳③』

「村差出明細帳 宝曆十辰 月日」

(小川家文書 D-4-17)

石盛三

同式町四反五畝歩

亥御検地

此分米七石三斗五升

石盛三

下々畑三反五畝拾式歩

丑御検地

此分米壹石六升式合

石盛式

林畑四反三畝拾五歩

右同断

此分米八斗七升

一 小物成百姓持林式町壹反七畝拾五歩

此定納永式百拾八文山銭として上納

一 御掛り物

荏大豆六尺給宿入用御蔵前入用

右之通り年々金納仕候

一 御水帳六冊

名主 弥次郎

但右水帳式冊 寛文九酉

岡上次郎兵衛様
近山五左衛門様

御検地

御水帳式冊 延宝二寅

中川八郎左衛門様

御検地



〔用語〕

・小物成 こものなり ……田畑に賦課される本年貢（本途物成）に対し、それ以外の

雑税の総称。

・永 えい ……金貨の補助計算単位。江戸時代の通貨は金、銀、銭がそれ

ぞれ時価且つ四進法で複雑な為、金一両⇨永一貫文⇨1000
文と便宜的に換算した。

・山銭 やません ……原野や山林などの地目に新たに課せられた雑税。

・御掛り物 ……村高・持高に課される高掛物の別称。

・六尺給米 ろくしやくきゅうまい ……江戸城内の雑役人（駕籠かき・掃除夫・賄方）の給米にあ
てるため幕領各村に課せられた租税。

・宿入用 ……伝馬宿入用のこと。幕領に課せられた租税。五街道の間屋、
本陣（街道の宿場に置かれた窮迫施設）の給米、宿場の費
用にあてた。

・御蔵前入用 ……幕領に課された租税。浅草御蔵（幕府直轄地からの年貢、
買上米を収納した蔵）の維持費として徴収した。六尺給米・
伝馬宿入用・御蔵前入用を『高掛三役』とした。

・御水帳 ……検地帳のこと。御縄打帳とも。

【解説】

前回『村明細帳②』同様、地目別反別と石高の概要です。丑検地より新たに「林畑」が地目に加わっています。幕府は「萱畑」同様、林畑からも年貢を徴収するようになりました。寅検地で石盛「壺」だった下々畑も六十年後の丑検地では「三」になっています。長期的に納入年貢高は値上がりの傾向ではありますが、詳細に調べてみますとその年々で高下します。例えば、年貢割付状で「損亡引き」と記される場合は気象異変や災害による不作の為、納入高は減額されます。そして今回「小物成」が新たに加わりました。雑税として2百18文が定納されます。荏大豆とあるのは、御掛物（「用語」参照）として荏大豆を現物納するということです。

次に文字を見ていきましょう。

わ

「物」のくずしが特徴的です。

「牛」偏も「木」偏同様、「手」偏のようになります。仮名「お」にも近似しています。また、**わ**「納」の旁も**わ**「物」と酷似しています。

わ

「糸」偏もくずしが進むと、

わ

「衣」偏、

わ

「子」偏、

わ

「耳」、**わ**「弓」偏など間違えやすい部首が多くなります。文脈から判断する癖をつけましょう。